# 2024年度 日本学生支援機構 大学院第一種奨学生(修士課程·博士後期課程)

# 「特に優れた業績による返還免除制度」申込要項

大学院第一種奨学生のうち、申請資格を満たす返還免除希望者は、本要項に従い、所定の期間内に申込手続(申請書類の提出)を行ってください。選考の結果、返還免除者となった場合には、当該課程在学中に受給した第一種奨学金(全額または半額)が免除されます。

## 1. 申請資格 : 次の ① ② ③全て を満たす者

- ①大学院第一種奨学生で、2025年3月に貸与を満期終了(2024年度途中満期を含む)する者または異動による2024年度中の貸与終了者(2024年9月修了者や2025年3月短縮修了予定者を含む)
  - ※満期終了以外の貸与終了者(短縮修了予定者、2025 年度日本学術振興会特別研究員の採用者を含む)は、辞退のための「異動願」を**1月末日**までに必ず奨学課へ提出してください。未手続の場合は申請資格がありません。
- ②在学中の課程において、自分の専攻分野で、後述「8.返還免除の対象業績一覧」の《対象業績》に該当する業績(修士・博士後期課程は原則として"学内"・"学外"両方の業績が必要)をあげた者。
- ③ 返還誓約書を提出した者
  - ※2024年度採用者で、奨学金採用直後に提出することとなっている、「返還誓約書」が未提出の者は、1月末日(2024年12月採用者は2月6日)までに奨学課へ必ず提出してください。提出が未完了の場合、申請書類を提出しても返還免除の選考対象から外れます。

#### 【注意事項】

- 返還免除の審査結果に関わらず、2025 年 4 月以降も引続き大学に在学し奨学金の返還猶予を希望する場合は、2025 年 4 月中にスカラネット・パーソナルを通じて「在学猶予願」を提出してください。
- 本制度認定者と確定する前に当該課程における第一種奨学金の一括返還を行った場合、免除の対象とは なりませんのでご注意ください。
- 「教師になった方に対する奨学金の返還免除制度」(今年度は教育学研究科の学生のみが対象)への申請を希望する方は、専用の申込要項を確認して手続きを行ってください(当該制度は業績での返還免除と両方に申請することはできません)。
- 日本学生支援機構の制度変更により、2023 年度(令和5年度)以降に博士後期課程において第一種奨学生として採用された者で、博士課程在学中に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」または「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(※本学では「早稲田オープン・イノベーション・エコシステム挑戦的研究プログラム(W-SPRING)」が該当)および「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業次世代 AI 人材育成プログラム」(※本学では「早稲田次世代 AI イノベーション・エコシステム挑戦的研究プログラム(W-SPRING-AI)」が該当)による支援を受ける場合は、特に優れた業績による返還免除制度の認定の対象外となります。この認定対象外とする取扱いに関する経緯と概要は以下日本学生支援機構 HPから確認ください。

(博士課程学生に対する特に優れた業績による奨学金返還免除制度の取扱いについて)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html

また、Q&A 等を以下奨学課 HP に掲載していますので、併せてご確認ください。

https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/jasso/forgiveness/

## 2. 申請書類の提出締切日・場所

提出締切日 : 2025年1月24日(金)16時【厳守】

提出場所: 16号館2階教育・総合科学学術院事務所

#### 3. 必要な申請書類

#### (1)「業績優秀者返還免除申請書」(所定の様式1表裏)

後述「6. 申請書類作成にあたっての注意事項」の(1)をよく読み、所定様式の必要事項を全て記入してください。"業績の種類"に記載の資料番号は、「業績を証明する書類 表紙」と必ず合わせてください。

#### (2)業績を証明する書類

後述「6.申請書類作成にあたっての注意事項」の(2)をよく読み、申請する業績(「業績優秀者返還免除申請書」の"業績の種類"に記載の業績)全てについて、証明書類を提出してください。

また、証明書類毎に「業績を証明する書類 表紙」を付け、ご自身で資料番号を付番してください。

業績の評価・選考は、提出された証明書類に基づき行います(申請書の記載のみでは評価の対象とはなりません)。

## (a) 進路報告 (My Waseda からの進路報告)

後述「6.申請書類作成にあたっての注意事項」の(a)を確認し、返還免除希望者は必ず My Waseda から 進路報告を行ってください。なお、進路状況が返還免除の審査に影響することはありません。

## 4. 推薦者発表

2025年3月下旬に所属研究科を通じて学内の審査結果をお知らせしますので、必ず確認してください(この段階では"全額""半額"の免除額は発表されません)。

ただし、審査により本学の返還免除推薦者となっても日本学生支援機構の認定により返還免除が認められない場合があります。最終的な返還免除結果は「5.返還免除認定者の発表」で確認してください。

## 5. 返還免除認定者の発表

返還免除認定者には、7 月下旬頃に日本学生支援機構から直接、返還免除額(第一種奨学金貸与総額の全額または半額)等について通知があります。

所属研究科で申請学生の業績(学内および学外)について総合的に評価を行い、 大学の選考・推薦を経て、日本学生支援機構が最終的に返還免除者を決定します。

#### 6. 申請書類作成にあたっての注意事項

## (1) 業績優秀者返還免除申請書

所定の様式1表裏に必要事項を全て記入してください。

#### **«注意**»

- 『大学院における研究課題等』について、文字数に制限はありませんが、枠のスペース以上に記入し、2頁以降の印刷が発生する(別紙対応を含む)など「書式が崩れている場合」は修正・再提出となる場合がありますのでご注意ください。
- <u>"大学院名"から"生年月日"まで、全ての項目を記入</u>してください。誤記入がある場合、選考に支障が生じる場合があります。特に、課程、研究科名・専攻名、学籍番号(<u>ハイフン以下不要</u>)、奨学生番号の記入に際しては十分注意してください。
- 氏名欄にはフリガナをつけ、楷書で丁寧に自署 (PC 入力不可) してください。
- 奨学生番号とは、奨学生証や返還誓約書(本人控)に印字された11桁の番号(6~)です。 ※奨学生番号は、返還確認票や MyWaseda の個人別奨学金照会画面でも確認できます。

## «大学院における研究課題等 欄»

[修士課程・博士後期課程] の学生

→ 学位論文や研究課題の「概要」を所定欄内に具体的に記入してください。

#### [専門職学位課程] の学生

→ 特に力を入れて取り組んでいる専門分野・テーマ等について、「概要」を所定欄内に具体的に記入してく ださい。

# «業績の種類 欄»

表内の資料番号欄には、提出の際に合わせて提出いただく「業績を証明する書類 表紙」に各自で付番した資料番号と合致する番号を記載するようにしてください。

#### (2)業績を証明する書類

(1)業績優秀者返還免除申請書の《<u>業績の種類</u>欄》に記載した業績項目・内容**全て**について、

あなたがその業績をあげたことと業績内容・時期が確認できる証明書類を提出してください。業績を証明する書類 毎に「業績を証明する書類 表紙」をつけ、ご自身で資料番号を付番し、学籍番号・氏名・申請する業績項目番 号を記載してください。また、証明書類に記載されている自身の氏名、作成年月(または発表年月、投稿年月、 受賞年月等の日付)はマーカー等を使用して容易に確認できるようにしてください。

#### **«注**意»

- 《<u>業績の種類</u> 欄》に記入しても**証明書類が未提出の場合、その業績は審査の対象外**になります。
- 顔写真が掲載されただけ(氏名等の掲載なし)の新聞・雑誌記事は認められません。
- «対象業績»となっていれば、審査中の論文・印刷中の著書等も申請することができます。
- この場合、投稿中または印刷中等である旨を必ず明記し、それを証明する資料(受領証や投稿受付のメール等)を添付してください。
- 申請書類に不正や虚偽が発覚した場合には、返還免除申請が無効となります。

## (a) 進路報告

本制度による返還免除者については、日本学生支援機構による進路状況調査があり、個人が特定されない統計データとして本学から回答します。そのため、返還免除希望者は必ず My Waseda から進路報告を行ってください。 進路報告の方法が不明な場合は、キャリアセンターに確認してください。

なお、進路状況が返還免除の審査に影響することはありません。

(進路報告 - My Waseda での報告手順について)

https://www.waseda.jp/inst/career/students/decision/

## (参考) 主な業績を証明する書類

業績	主な業績を証明する書類<参考例>		
論 文	論文(修士・博士論文の場合、研究科提出用の概要書コピーでも可)、		
	抜刷、掲載誌(表紙、目次、該当ページ部分をそれぞれコピー)など		
	※概要書は、"研究科受付印"・"題目"・"氏名"・"概要"が確認できるものに限ります。		
	※印刷中のものは、校正紙(ゲラ)でも差し支えありません。		
	査読付論文で印刷中のものは、査読結果通知等(団体発行)を併せて提出してくださ		
	U₁°		
	※投稿・審査中のものは、投稿論文の受領書・メール等(団体発行)を併せて提出してく		
	ださい。		
学会発表	学会のプログラム(表紙、目次、該当ページ部分の全コピー) など		
著書等	著書(表紙、目次、該当ページ部分をそれぞれコピー)		
	掲載新聞・雑誌(表紙・目次・該当ページをそれぞれコピー)など		
受賞•表彰	賞状のコピー、合格証のコピー など		
発明	特許願(特許の内容・申請年月日、学生の氏名が確認できる部分の全コピー) など		
成績	学業成績証明書		
研究又は教育の	所定様式「研究又は教育にかかる補助業務の推薦書」(教員が署名したもの)		
補助業務	※補助業務は公的なものに限る(個人的な関係に基づくものは不可)。		
社会貢献活動	公的機関からの委嘱状、団体の発行する活動証明書 など		
その他全般	該当の証明書類で【学生本人の氏名】及び【業績の内容】【業績をあげた時期】等が確		
	実に確認できるものが必要です。		

#### 7. 個人情報の保護について

申請書類に記載されている個人情報は、奨学金返還免除業務(日本学生支援機構への書類提出を含む)にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することはありません。

また、一度提出した申請書類は、どのような事情があっても一切返却できません。

# 8. 返還免除の対象業績一覧

下表 1 ~ 1 1 の項目のうち、所属の研究科が定める業績(学内および学外の両方)のうち、第一種奨学金の貸 与期間中にあげたものが**《対象業績》**となります。自分のあげた業績が《対象業績》に該当するか否かは、所属の研 究科事務所に確認してください。

【注意】自らの業績が所属研究科の定める《対象業績》でない場合、下表の業績であっても対象業績とはなりません。

業績の種類		日本学生支援機構が定める評価基準
1	学位論文 その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、 学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認め られること。
2	大学院設置基準第16条に定める 特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。
3	大学院設置基準第16条の2に 定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に 関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若 しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると 認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必 要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査 の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物 (上記1及び2に掲げるものを除 く)	上記 1 及び 2 に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。
5	発 明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと 教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。
7	研究又は教育に係る補助業務の実 績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務に より、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を 挙げたと認められること。
8	音楽、演劇、美術その他芸術の発表 会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
9	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果をおさめる等、特に優れた業績を挙げたと認められること。
10	ボランティア活動その他の社会貢献 活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が 社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると 評価されること。
11	その他機構が定める業績	返還免除内定者は、日本学生支援機構が定める貸与奨学金の停止また は廃止の事由(貸与奨学規程第 19 条第 2 項又は第 21 条第 1 項) に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の 終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること。

お問い 合わせ	申請書類の形式的な作成に関す る事項	学生部奨学課
		TEL: 03-3203-9701
		E-Mail : kikou-tantou@list.waseda.jp
	対象業績に関する事項	教育学研究科事務所(奨学課ではありません)
		お問い合わせは大学院教育学研究科ウェブサイトよりお願いいたします。
		https://www.waseda.jp/fedu/gedu/contact/
	進路報告に関する事項	キャリアセンター(学生会館3階)
		TEL 03-3203-4332